平成２５年（フ）第３５号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営塩田住宅２棟３号
破産者　山本　隆行
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４９号
宮崎県日向市高砂町１番地　３棟
破産者　橋口　義信
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５８１号
仙台市青葉区高松１丁目14番11号　レオパレス高松第２―203、従前の住所仙台市若林区大和町５丁目32番12―402号
破産者　千葉　　敏
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４９号
名古屋市名東区平和が丘２丁目108番地の２
破産者　関　　京子
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３７号
名古屋市千種区堀割町２丁目35番地　ライオンズマンション覚王山第２―412号、住民票上の住所名古屋市千種区覚王山通８丁目70番地の１　サンクレア池下２号棟908号室
破産者　望月　輝男
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１９号
名古屋市西区庄内通５丁目１番地
破産者　家田　泰伸
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６０７号
大阪府八尾市山本町北２丁目１番33号
破産者　久保　　豪
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１８号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―408号
破産者　ゆめ八こと　松本富美男
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５７号
大阪府東大阪市荒川３丁目24番３号、前住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目11番28号
破産者　北川久美子（旧姓三好）
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６１号
宮崎県日向市都町４―１亀ビル305号室　平田賢次郎方、開始決定時の住所大阪市浪速区大国２丁目８番３―201号
破産者　串の太陽こと　平田　隆之
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番48号
破産者　大西　正子
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８号
奈良県大和郡山市北郡山町90番地４、開始決定時の住所奈良市丸山１丁目1079番地の11
破産者　浅川　正亨
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
栃木県栃木市藤岡町大前1985番地１
破産者　野口　　孝
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３０号
栃木県佐野市上台町2109番地19
破産者　小室　　郁
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２８号
新潟市東区紫竹６丁目２番26号　ブルーハイム102号、開始決定時の住所新潟市東区東明６丁目737番地５
破産者　高橋　康男
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７３号
愛知県一宮市北方町中島字南辻ノ内20番地62
破産者　五藤きぬ子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１５９号
京都市伏見区桃山町丹後13番地３　陵南ハイツ306、前住所京都府亀岡市上矢田町岩田16番地21
破産者　森川　洋三
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係